

令和8年第2回加須市議会定例会

# 加 須 市 議 会 議 案

令和8年6月9日招集

加 須 市

目 次

第 6 1 号議案	令和 8 年度加須市一般会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 6 2 号議案	令和 8 年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	別冊
第 6 3 号議案	令和 8 年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計補 正予算（第 1 号）……………	別冊
第 6 4 号議案	令和 8 年度加須市介護保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	別冊
第 6 5 号議案	加須市国民健康保険北川辺診療所条例及び加須市国民 健康保険北川辺診療所施設整備等基金条例を廃止する 等の条例……………	1
第 6 6 号議案	工事請負契約の締結について……………	5
第 6 7 号議案	工事請負契約の締結について……………	6
第 6 8 号議案	財産の取得について……………	7
第 6 9 号議案	市道路線の認定について……………	8
第 7 0 号議案	市道路線の廃止について……………	1 1
第 7 1 号議案	市道路線の認定について……………	1 4
第 7 2 号議案	市道路線の廃止について……………	1 7

## 第65号議案

加須市国民健康保険北川辺診療所条例及び加須市国民健康保険北川辺診療所施設整備等基金条例を廃止する等の条例

(加須市国民健康保険北川辺診療所条例及び加須市国民健康保険北川辺診療所施設整備等基金条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 加須市国民健康保険北川辺診療所条例(平成22年加須市条例第150号)

(2) 加須市国民健康保険北川辺診療所施設整備等基金条例(平成23年加須市条例第6号)

(加須市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第2条 加須市職員の定年等に関する条例(平成22年加須市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第6条中「(第3条第2項に規定する医師が占める職を除く。)」を削る。

附則第2項中「第3条第1項」を「第3条」に、「同項」を「同条」に改める。

附則第3項中「、非常勤職員並びに第3条第2項及び加須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年加須市条例第22号)第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員」を「及び非常勤職員」に改める。

(加須市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 加須市一般職職員の給与に関する条例(平成22年加須市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、初任給調整手当」を削る。

第3条第1項を次のように改める。

給料表は、別表第1のとおりとし、その適用範囲は同表に定めるところによる。

第3条第3項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第4条第5項の表を次のように改める。

55歳に達した日から60歳に達する日の前日までの間にある職員	2号給
60歳を超える職員	0号給

第9条を次のように改める。

#### 第9条 削除

第10条第3項中「行政職給料表」を「給料表」に改め、「及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当するものとして規則で定める職員」を削る。

附則第23項中「又は別表第2」を削る。

附則第24項第2号を削り、同項第3号中「加須市職員の定年等に関する条例」の次に「（平成22年加須市条例第27号）」を加え、同号を同項第2号とし、同項中第4号を削り、第5号を第3号とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

等級別基準職務表

行政職給料表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	主査又は主任教諭の職務
5級	主幹又は副園長の職務
6級	課長、室長、所長、事務局次長、主席検査員、主席専門員又は副参事の職務
7級	副部長、副局長又は参事の職務
8級	部長、局長、事務局長、理事、総合支所長又は会計管理者の職務

別表第3を削る。

（加須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 加須市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年加須市条例第4

6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

第8条を削る。

第9条中「診療又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条を第8条とする。

第10条を削り、第11条を第9条とし、第12条から第14条までを2条ずつ繰り上げる。

別表中「第13条関係」を「第11条関係」に改め、同表中往診手当の項及びレントゲン取扱手当の項を削る。

(加須市国民健康保険条例の一部改正)

第5条 加須市国民健康保険条例(平成22年加須市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項を次のように改める。

2 市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業を行う。

(加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年加須市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

給料表は、別表第1のとおりとし、その適用範囲は同表に定めるところによる。

第4条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

等級別基準職務表

行政職給料表

職務の級	基準となる職務
------	---------

1 級	標準的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第 3 を削る。

(加須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第 7 条 加須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年加須市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 2 項中「（基準日における新定年条例定年が新定年条例第 3 条第 1 項に規定する定年である職に限る。）」を削る。

附則第 1 0 条中「（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第 3 条第 1 項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市国民健康保険北川辺診療所の医療職職員が確保できなかったことに伴い、当該診療所及びその基金を廃止するとともに、医療職職員の任用等の規定に係る所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

## 第66号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 加須市立新保育所新築電気設備工事
- 2 施工場所 加須市下高柳一丁目12番及び13番
- 3 履行期限 令和9年12月27日
- 4 請負金額 2億3,760万円
- 5 請負業者 埼玉県加須市北小浜580番地2  
株式会社関根電気工事  
代表取締役 関 根 正 樹

令和8年6月9日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

### 提 案 理 由

加須市立新保育所新築電気設備工事の請負契約を締結したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

## 第67号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 加須市本庁舎給排水衛生設備改修工事
- 2 施工場所 加須市三俣二丁目1番地1
- 3 履行期限 令和10年3月29日
- 4 請負金額 4億7,630万円
- 5 請負業者 埼玉県加須市南篠崎1066番地6  
株式会社杉本設備  
代表取締役 杉 本 善 昭

令和8年6月9日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

### 提 案 理 由

加須市本庁舎給排水衛生設備改修工事の請負契約を締結したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

## 第68号議案

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 物品
- 2 取得物品 消防ポンプ自動車
- 3 取得金額 2,585万円
- 4 契約の相手方 埼玉県さいたま市南区辻四丁目18番10号  
埼玉消防機械株式会社 中央支店  
支店長 高橋 怜

令和8年6月9日提出

加須市長 高橋 稔 裕

### 提案理由

加須市消防団第13分団で使用する消防ポンプ自動車を取得したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

## 第69号議案

### 市道路線の認定について

次の路線を市道として認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
1494号線	上樋遣川字古宮72 28番地先	上樋遣川字稻荷台7 313番地先	
1540号線	上樋遣川7361番 1地先	古川二丁目3番1地 先	
5149号線	船越字往還北308 番1地先	船越字蓮田645番 地先	

令和8年6月9日提出

加須市長 高橋 稔 裕

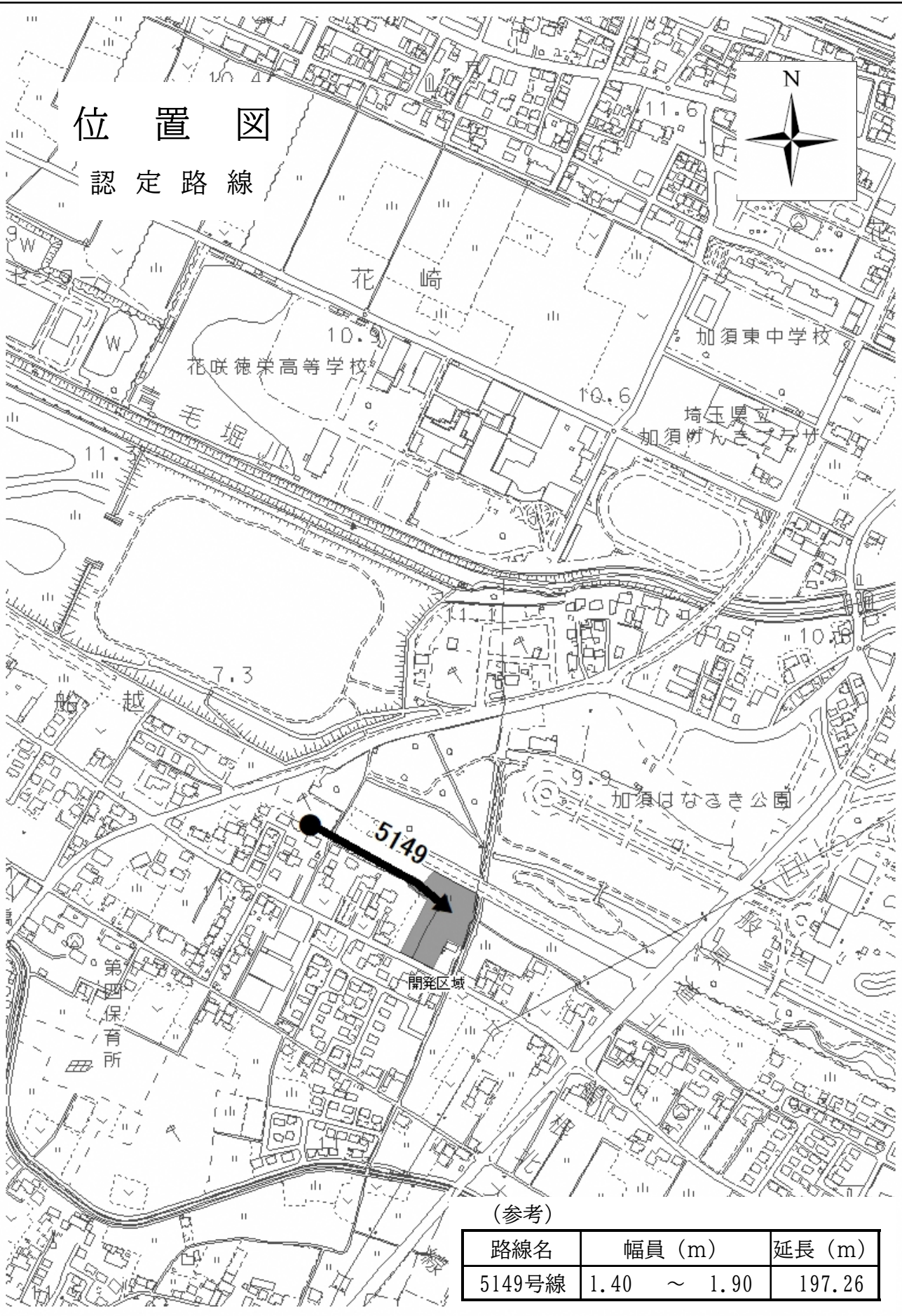
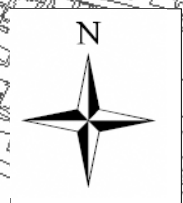
### 提 案 理 由

これらの路線は、開発行為に伴い再編成された道路であり、市道として管理するため認定したいので、この案を提出するものであります。



# 位置図

認定路線



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
5149号線	1.40 ~ 1.90	197.26

## 第70号議案

### 市道路線の廃止について

次の路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

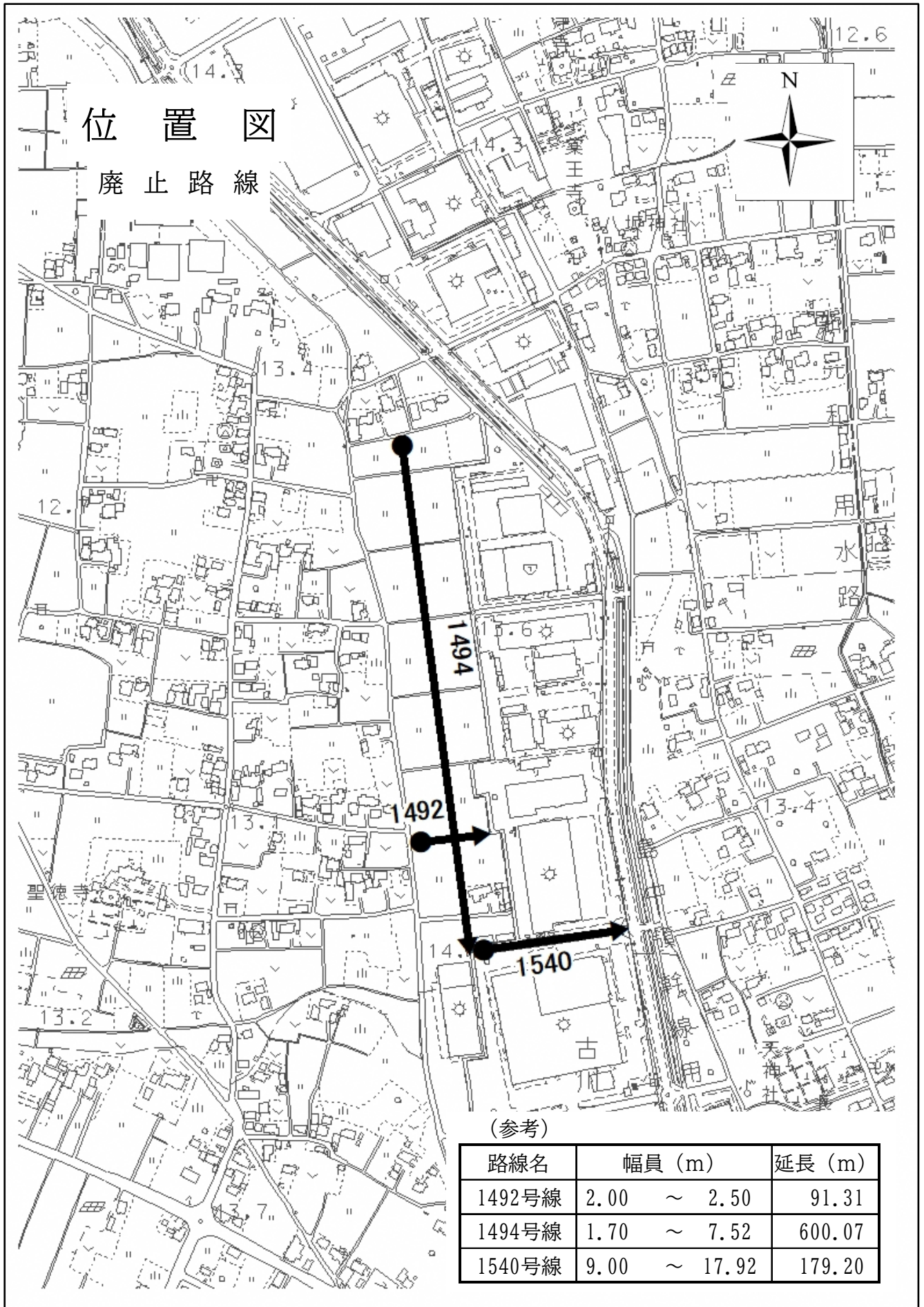
路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
1492号線	上樋遣川字稻荷台7 335番1地先	上樋遣川字稻荷台7 341番地先	
1494号線	上樋遣川字古宮72 28番地先	上樋遣川字稻荷台7 379番地先	
1540号線	古川二丁目3番1地 先	古川二丁目3番1地 先	
5149号線	船越字往還北308 番1地先	船越字蓮田643番 地先	

令和8年6月9日提出

加須市長 高橋 稔 裕

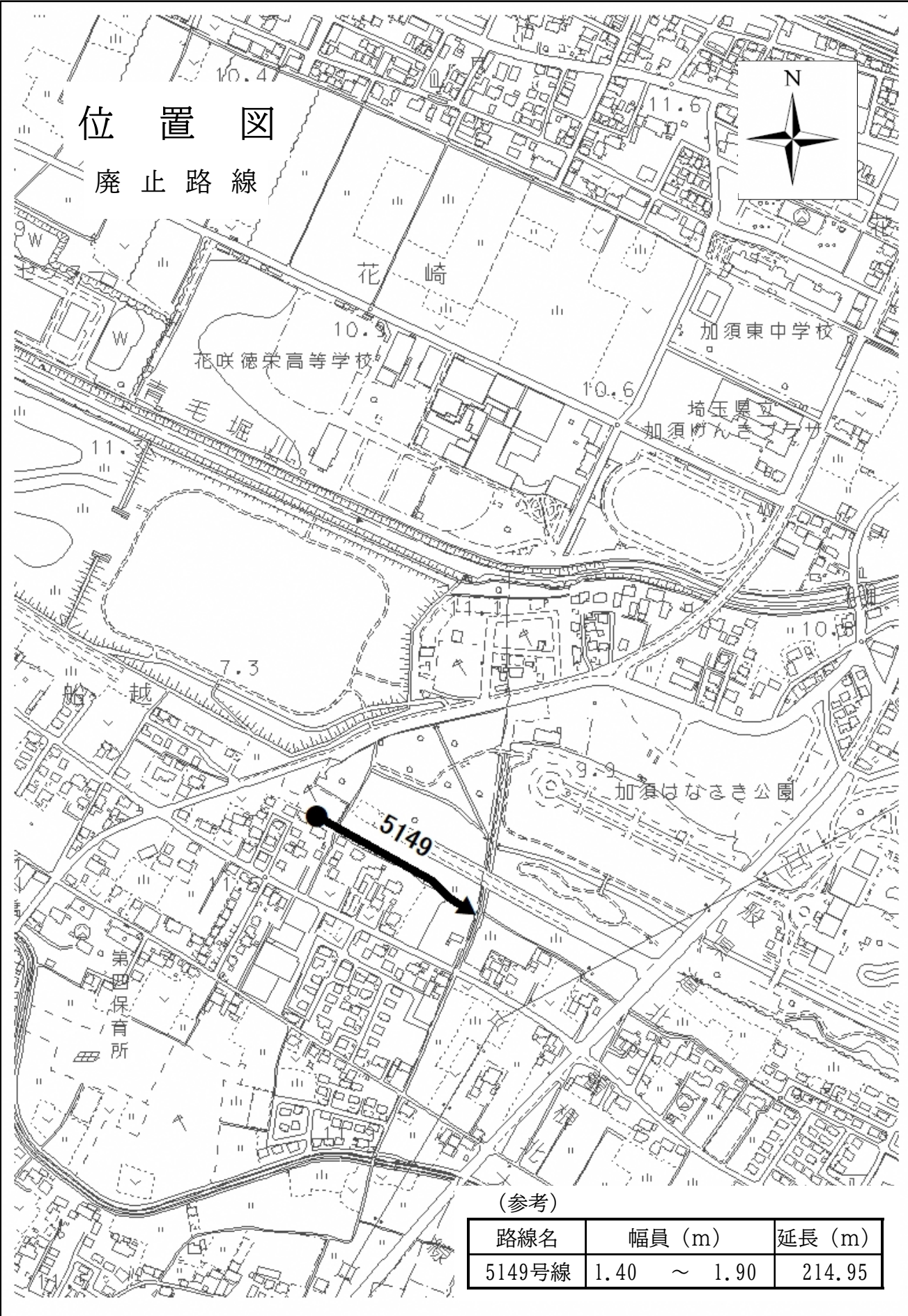
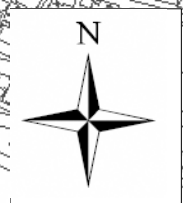
### 提 案 理 由

これらの路線は、開発行為に伴い不用路線となるため廃止したいので、この案を提出するものであります。



# 位置図

廃止路線



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
5149号線	1.40 ~ 1.90	214.95

## 第71号議案

### 市道路線の認定について

次の路線を市道として認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
9120号線	志多見字下川面19 31番1地先	志多見字下川面19 50番1地先	
騎3890号線	日出安字上1298 番2地先	日出安字上1298 番4地先	

令和8年6月9日提出

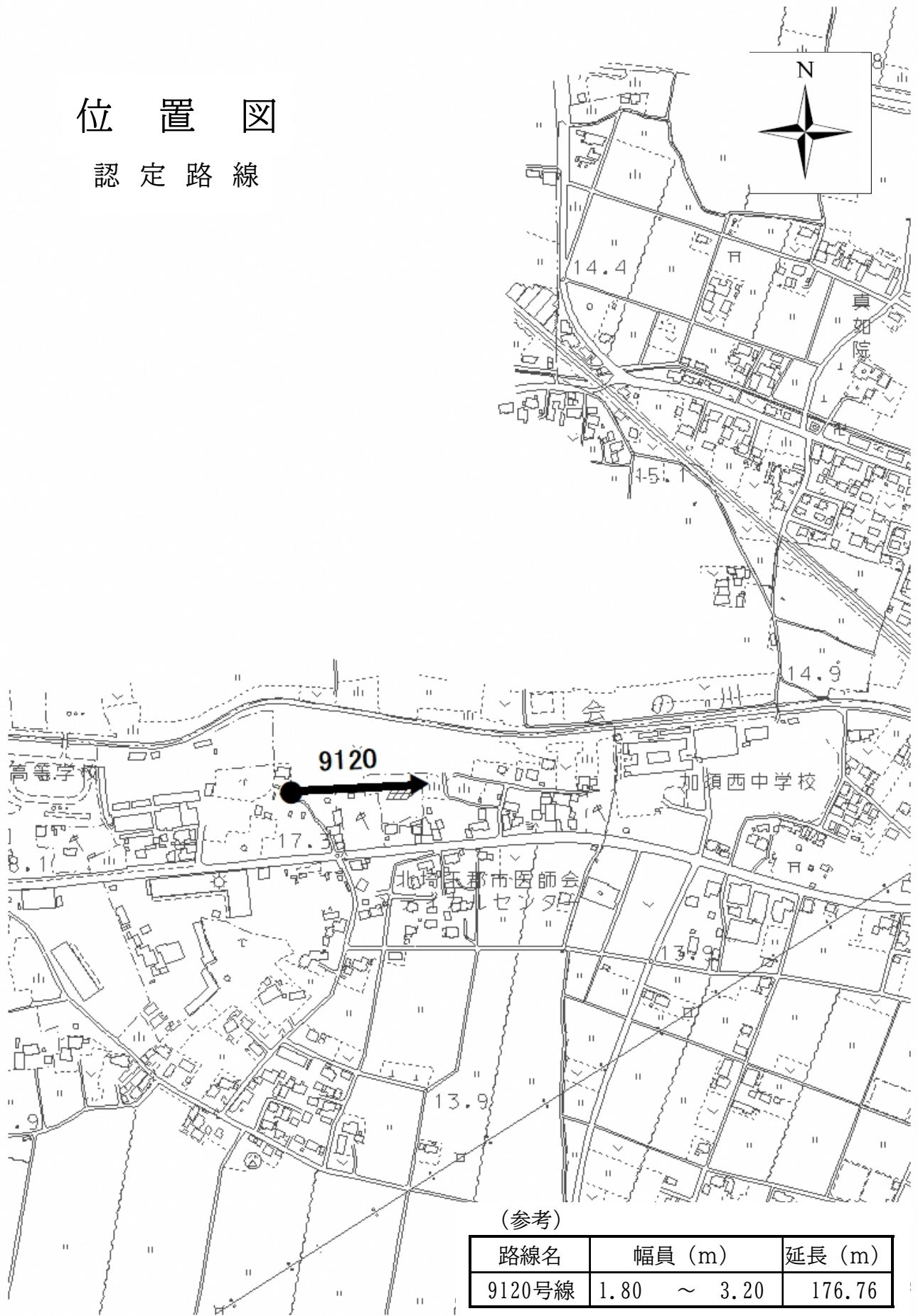
加須市長 高橋 稔 裕

### 提 案 理 由

これらの路線は、道路利用状況により再編成された道路であり、市道として管理するため認定したいので、この案を提出するものであります。

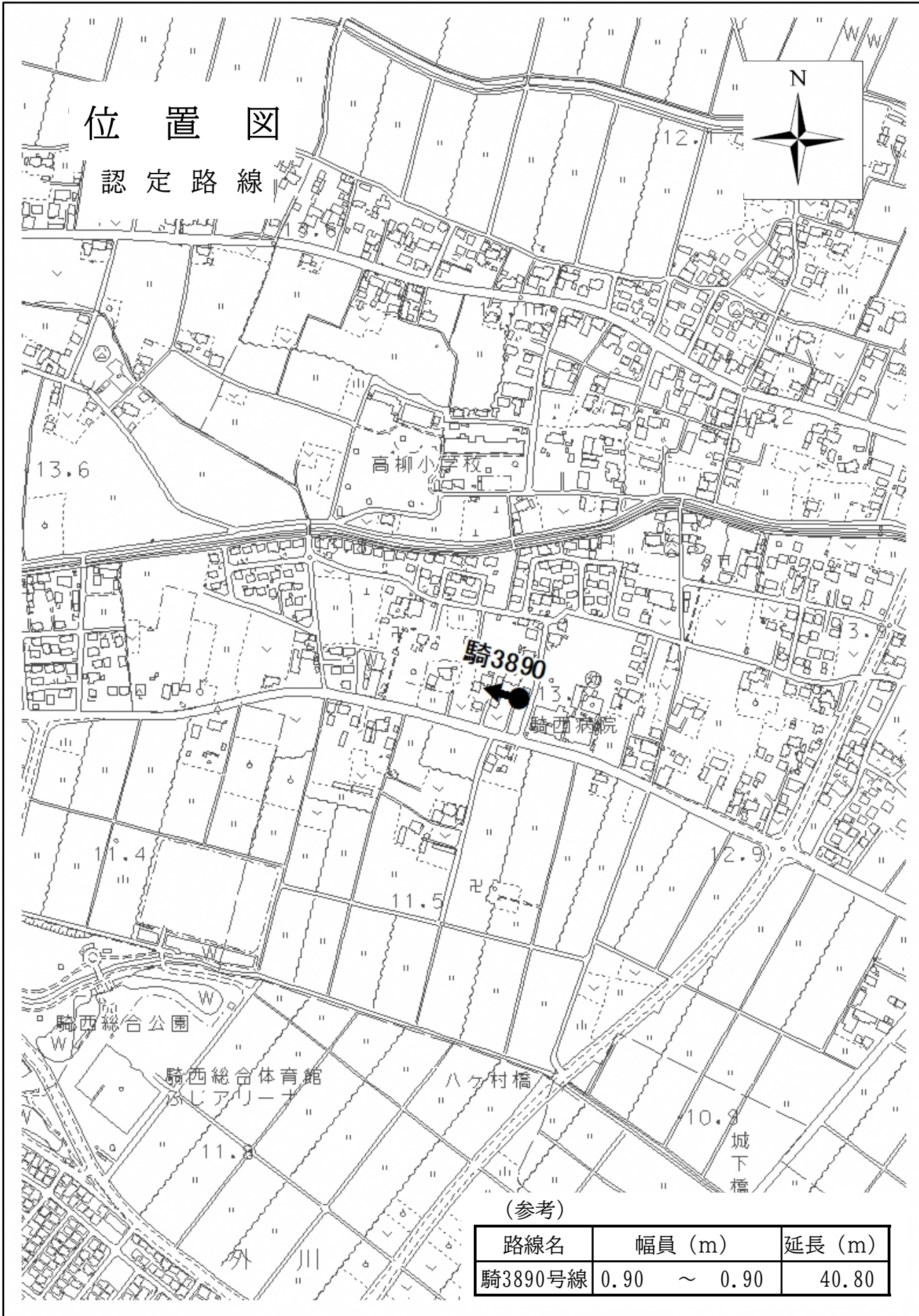
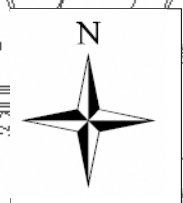
# 位置図

認定路線



# 位置図

認定路線



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
騎3890号線	0.90 ~ 0.90	40.80

## 第72号議案

### 市道路線の廃止について

次の路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
9120号線	志多見字下川面19 28番1地先	志多見字下川面19 50番1地先	
騎3290号線	日出安字上1312 番1地先	日出安字上1293 番地先	

令和8年6月9日提出

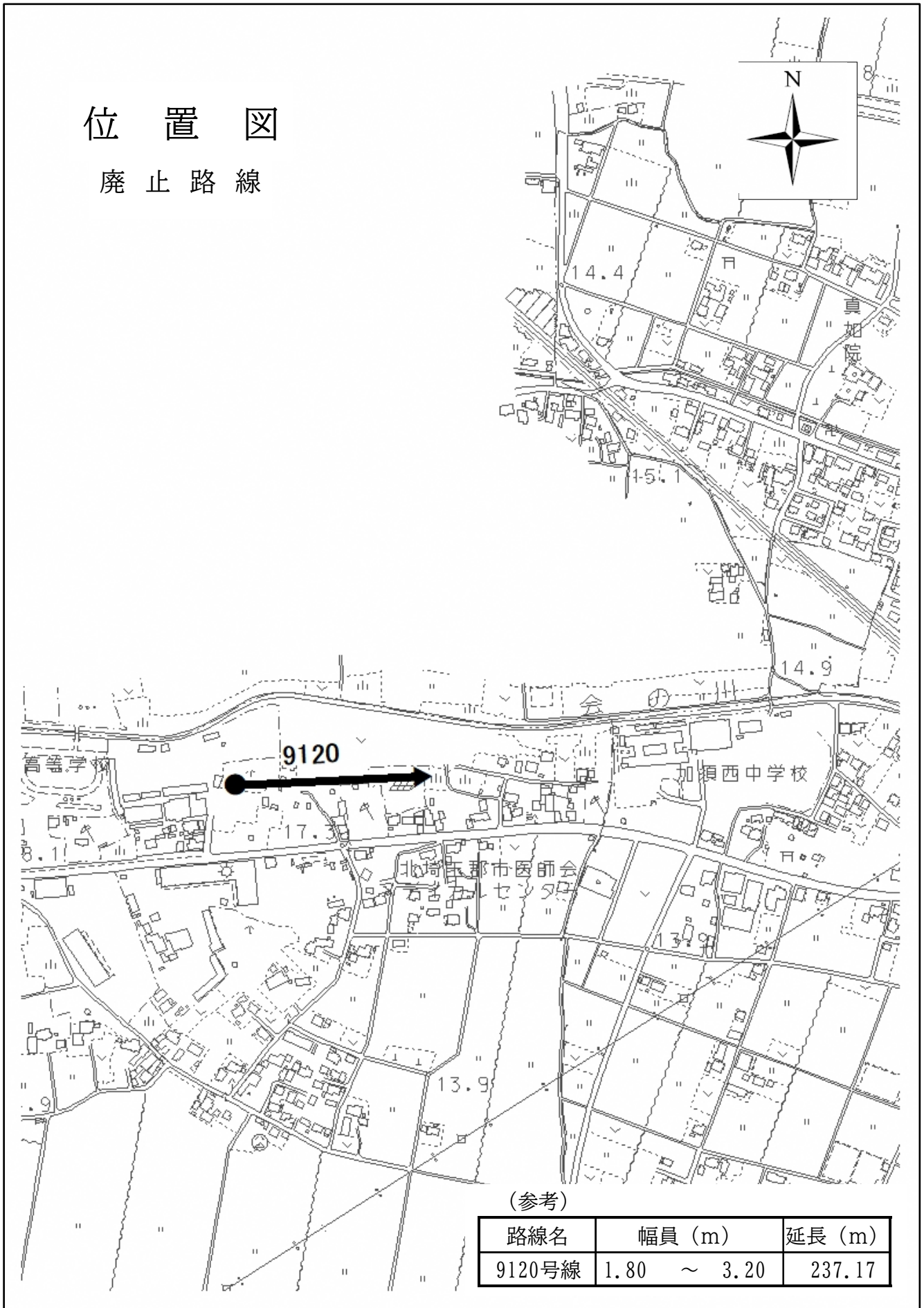
加須市長 高橋 稔 裕

### 提 案 理 由

これらの路線は、道路利用状況により不用路線となるため廃止したいので、この案を提出するものであります。

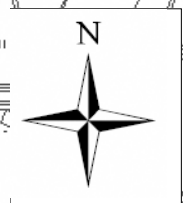
# 位置図

## 廃止路線



# 位置図

廃止路線



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
騎3290号線	0.80 ~ 4.00	95.70